

申請時の注意点等について

申請期間末日 令和7年4月1日（火） ※申請期間末日の消印まで有効

※1～7の書類について下記事項をご確認の上、提出してください。

1 被害回復給付金支給申請書

2 被害状況別紙

⇒ 同封の記載例を参考にし、黒色ボールペン等を使用して、表面・裏面ともに記入してください。また、氏名の横に必ず押印してください。

被害状況別紙は、被害回復給付金支給申請書の別紙となっているので、必ず提出してください。

被害が多数あり、被害状況別紙が足りない場合は、コピーをして使用してください。
なお、被害状況別紙は検察庁ホームページからもダウンロードできます。

3 本人確認書類

(例)・運転免許証 ・マイナンバーカード(個人ナンバーはマスキング)

・健康保険被保険者証 ・在留カード

・旅券(パスポート)等の写し(ただし、申請日において有効なものに限る)

⇒ 必ず現住所が確認できる箇所の写しを提出してください。

本人確認書類と現在の住所が異なっている場合には、

① 住民票

② 現在の住所が記載されている申請者が契約者である公共料金領収書等の写し

のいずれかが必要となりますので、あわせて提出してください。

代理人が申請する場合は、以下の書類が必要となります。

① 申請人の本人確認書類の写し

② 代理人の本人確認書類の写し

③ 法定代理人が申請する場合は、法定代理人たる地位を示す書類(戸籍謄本、審判書謄本の写し等)

④ 弁護士が申請する場合は、弁護士に対する委任状

が必要となります。

なお、一般承継人が申請する場合は、一般承継人であることを疎明する資料が必要となります。

詳しいことは、裏面の問合せ先までお問い合わせください。

4 被害金額等が確認できる書類の写し

⇒犯人らと交わした契約書の写しを必ず提出してください。

犯人の指定する口座に振込をした場合は「ご利用明細書」、「通帳」等の写しも併せて送付してください。

⇒利子を口座振り込みで受領していた場合は受領状況のわかる箇所の写しも送付してください。

本件支給対象の犯罪は元本保証して預り金をした行為となりますので被害の確認には契約書の写しが必須となります。契約書の写しの送付がなく、本件被害として特定できない場合、支給対象の被害者として認定されませんので必ず送付してください。

5 申請人名義の預(貯)金口座通帳内(うち)表紙写し ※ネット銀行不可

⇒ 被害回復給付金が支給されることとなった場合、申請人名義の預(貯)金口座に振込により支給することとなりますので、振込を希望される口座の通帳内表紙の写しを提出してください(内表紙は、通帳表紙をめくった「金融機関名、支店名、名義人、口座番号」等が記載されているページのことです。)

通帳がない場合は、申請人名義のキャッシュカードの写しを提出してください。

なお、ネット銀行の口座には振込ができないので、それ以外の金融機関の口座を指定してください。

6 返金やてん補又は賠償を受けた場合の確認書類(※該当者のみ)

⇒ 犯人側から賠償金等名目で金銭を受けた場合は、受領した金額が分かる示談書や領収証、通帳等の写しを提出してください。

二部でも元本の返金等があった場合はその受領関係のわかる書類を提出して下さい。

受領書等がない場合にも返金等の支払いがあった場合には申告が必須となりますので該当がある場合は1 被害回復給付金支給申請書に必ず記入してください。

7 他の申請人との間で合意がある場合(※該当者のみ)

⇒ 他の申請人又は申請人となるべき者との間で支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その合意書面等の写しを提出してください。

※ 3～7の書類については、写しを提出してください(提出された被害回復給付金支給申請書やその他の書類は返却できませんので御注意ください。)

※ 疎明書類の用意にかかった費用や郵便料金等については申請人の負担となります。

※ 申請書等を郵送で提出される場合、郵便料金不足のときは受け取れません。

郵便局窓口での発送手続きをお考えください。

また、申請期間を過ぎてからの申請は受付できませんので、御注意ください。

ご不明な点やご質問がある方は、下記問合せ先までお問合せください。

◎ 問合せ先(申請書の郵送又は提出先)

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

横浜地方検察庁 犯罪被害財産支給手続担当 ふるはし 古橋、とみの 富野

電話番号: 045-211-7629(直通)

◎ 受付時間 月曜日から金曜日(祝祭日を除く)

午前9時～午後零時、午後1時～午後5時